

府省名	文部科学省	組織	文化庁	会計	一般会計	項 目	文化財保存事業費 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
調査対象予算額	令和5年度：16,646百万円 ほか (参考 令和7年度：15,842百万円)					調査主体	本省と近畿財務局の共同調査

① 調査事案の概要

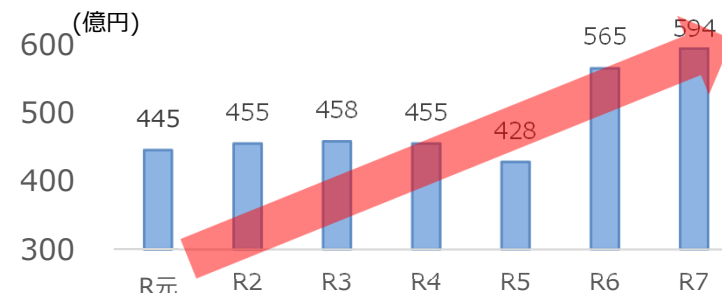
【調査の概要】

- **文化財の保存・活用に要する費用**には継続的に公費が投入されているが、その**財源を支える人口が減少する中で、予算額は増加傾向**にある【図1】。
- **文化財については、地域の観光資源としての活用が期待**されているところであり、「文化財保護法」第1条で「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と規定されている趣旨も踏まえ、文化財の保存・活用に**関する補助を受けた文化財について、活用の拡大が図られているかを調査**した。
- また、文化財を持続的に継承するためには、収益力の向上等により自己収入を確保することが重要であり、**公費以外の修理等の財源確保の状況**を調査した。

【国宝重要文化財等保存・活用事業の概要】

- 「文化財保護法」に基づき国が指定等した文化財の保存活用を図るため、有形文化財（建造物・史跡）の保存修理・活用整備等に対して国庫補助を行うもの。
 - ・ 建造物：経年による劣化・破損が進行していくため、定期的な修理（半解体修理等）が主な補助内容
 - ・ 史跡：歴史的建造物の復元や活用施設（案内板の設置等）の整備が主な補助内容

【図1】文化財補助金予算額の推移



(注) 文化財補助金予算額は、「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」、「史跡等購入費補助金」、「国宝重要文化財等防災施設整備費補助金」の各年度当初予算+前年度補正予算の合計額

<補助率>

原則補助対象経費の50%（補助額の上限無し）

<補助率の加算> 【図2】

- ① 補助事業者の事業規模指数に応じた補助率加算（以下「事業規模指数加算」という。）：最大35%

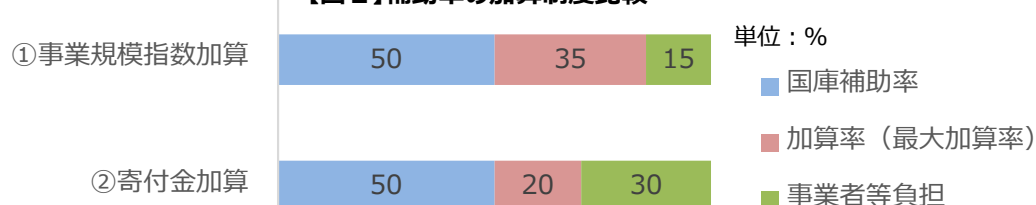
【事業規模指数の算出方法】

個人の場合：1年当たりの事業費／前年収入額
 法人の場合：1年当たりの事業費／3会計年度の平均収入額
 ※事業規模指数0.1未満は加算対象外

- ② 寄付等の資金調達に応じた補助率加算（以下「寄付金加算制度」という。）：最大20%

①の対象となる重要文化財（建造物）の修理等について、寄付やクラウドファンディングを活用した場合に、寄付等により資金調達した額（補助対象経費の20%を上限）を①に代えて補助額に加算できる。

【図2】補助率の加算制度比較



※①・②は重複適用不可。地方公共団体及び営利法人以外が対象。

【建造物（左）：重要文化財旧東慶寺仏殿（神奈川県横浜市）の修理の様様】

【史跡（右）：史跡田儀櫻井家たたら製鉄遺跡（越堂たたら跡）（島根県出雲市）の整備の様様】



②調査の視点

1. 文化財の活用状況

- 補助事業において修理等された文化財について、現在の活用状況がどのようになっているか。
- また、公開活用している文化財について、入場者数が補助事業開始前と現在でどのように変化しているか。

「文化財保護法」第4条第2項
文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、**できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。**

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

- (1) 公費以外の修理等の財源確保の状況
- 公費以外の修理等の財源確保に向けた取組状況はどのようになっているか。

③調査結果及びその分析

1. 文化財の活用状況

(1) 補助事業開始前と現在における文化財の活用状況の比較

- 「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」を交付し、令和3年度から5年度に修理等が完了した文化財124件について、補助事業開始前と現在の活用状況を比較すると、非公開とされている文化財は、修理前の25件からはやや減少していたが、**修理後も非公開とされている文化財が16件も存在していた【表1】**。

非公開としている主な理由としては、破損の懸念のほか、宗教上の理由や人手不足などの回答があった。

(2) 公開している文化財の入場者数の増減比較

- 補助事業実施前に公開されていた99件のうち、入場者数を**把握していないと回答した者が約半数の46件（46%）**存在しており、**活用状況の把握すらされていないことが判明した**。一方、把握していた53件のうち、過半の29件（55%）が**減少又は不変となっており、活用の拡大が不十分であることが判明した【表2】**。

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

(1) 公費以外の修理等の財源確保の状況

- 公費以外の修理等の財源確保の取組状況について、**調査対象の124件のうち大半の81件（65%）は、特に実施していないとの回答であった【図3】**。
- その主な理由としては、「公費で賄えるため」（43%）「取組のノウハウがないため」（17%）が挙げられた。
- また、**寄付金の募集・ふるさと納税の活用・クラウドファンディングの活用を行った件数は32件（26%）**にとどまっております、これらにより修理等の資金に充当した額については、平均して事業費全体の3%にとどまっていた。

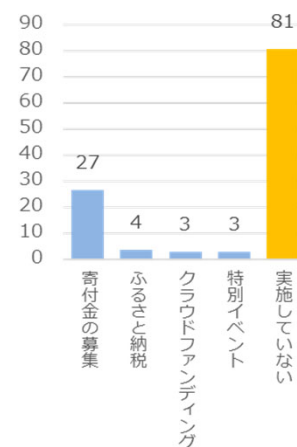
【表1】文化財活用状況（n=124）

	修理前	修理後
公開	99件	108件
非公開	25件	16件

【表2】入場者数の比較（n=99）

入場者数の変化	
把握していない	46件
増加	24件
減少	19件
不変	10件

【図3】公費以外の修理等の財源確保の主な取組（n=124）



(注) 複数回答可能なため調査対象件数と一致しない。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 文化財の活用状況

- 文化財の種類によって活用の方法については差が生じると考えられるが、少なくとも公開はされている文化財が大半であり、公開に向けた課題を整理した上で、**既に公開を行っているものについてはできるだけ公開を行うよう、所有者等に働きかけていくべき。**
- また、「文化財保護法」において、活用を図ることとされている以上、**活用状況を測定する指標を整備した上で、活用状況を把握できるようにすべき。**
- その上で、国費を投入した修理等により付加価値を得た文化財については、修理後には活用の拡大が図られるべきであり、**国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付の要件として、所有者や文化財の態様に応じて可能な限り活用の拡大が図られることを求めるべき。**

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

- (1) 公費以外の修理等の財源確保について
- 海外も含めた好事例の収集・展開等により、**公費以外の財源確保方策のノウハウを広く周知すべき。**
- また、寄付やクラウドファンディング等のノウハウがある者と連携し、**多様な財源確保に向けたサポート体制を整備することも有効と考えられる。**
- 加えて、補助制度自体を、**多様な財源確保を促進するものに改めるべき**（例えば、寄付金については（2）参照）。

②調査の視点

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

- (2) 寄付金加算制度について
- 寄付やクラウドファンディングによる資金調達を促進するため、寄付等の資金調達に応じた寄付金加算制度が設けられているが、この活用状況はどのようになっているか。活用がされていない場合、その課題は何か。

- (3) 入場料の水準について
- 文化財を持続的に維持するために必要な水準の入場料が設定されているか。
 - また、入場料の引上げが実際に入場料収入の増加に繋がっているか。

【調査対象】
令和3年度～令和5年度に修理等が完了した文化財（建造物・史跡）

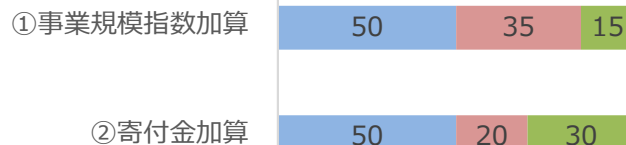
【調査対象先数（有効回答数）】
所有者等:124先

③調査結果及びその分析

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

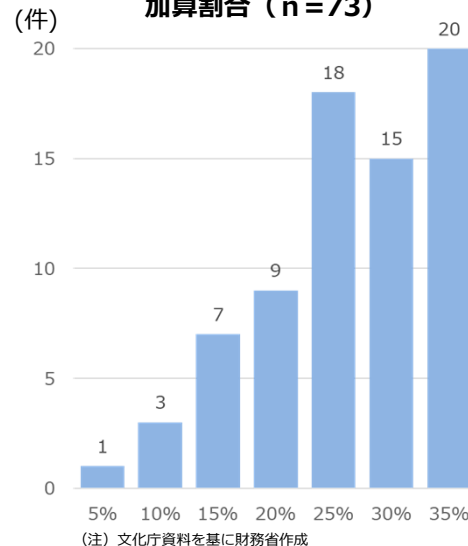
- (2) 寄付金加算制度について
- 今回の調査対象者のうち、**寄付金加算制度を活用している者は存在しなかった。**
 - この要因として、寄付金を募集していない者が多いことが主要因であるのは当然であるが、もう一つの加算制度である事業規模指数加算が大きな要因となっていると考えられる。
 - **事業規模指数加算（対象84件）**については、加算を受けていた73件（寄付金加算制度と同様）のうち、**20%以上の加算を受けている者が62件（85%）も存在しており【図4】、かつ、平均加算率は約26%**という高い数値となっていた。
 - **寄付金加算制度における加算率の上限は20%**であるが、**大半の者が既に20%以上の事業規模指数加算を受けているところであり、寄付金加算制度を活用するメリットがない状況である**と言える。

【図2】補助率の加算制度比較（再掲）



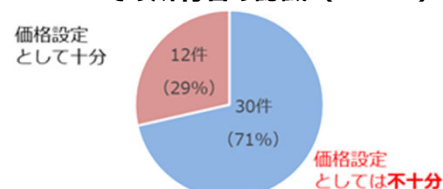
- (3) 入場料の水準について
- 入場料の水準については、令和7年4月1日時点で入場料を設定している者（42件）に調査したところ、**大半の30件（71%）が、文化財を維持していくためには価格設定が不十分**であるとの回答であった。
 - しかしながら、公開をしている108件における入場料の**今後の導入又は引上げ予定**については、**大半の89件（82%）が予定無し**との回答であり、**現在の入場料水準では不十分であるとの認識がありつつも、入場料引上げ等の機運が醸成されていないのが現状である**と考えられる。【図5, 6】
 - また、既に入場料の引上げを行った13件について**引上げ前後の入場料収入を比較したところ、収入増となっているものが8件（62%）**あり、一定の収入増効果があることが確認された。

【図4】事業規模指数における補助率加算割合（n=73）

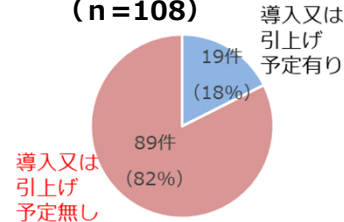


単位：％
■ 国庫補助率
■ 加算率（最大加算率）
■ 事業者等負担

【図5】現在の入場料の価格設定についての所有者の認識（n=42）



【図6】入場料導入又は引上げの予定（n=108）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

- (2) 寄付金加算制度について
- **事業規模指数加算の加算率を見直した上で、事業規模指数加算と寄付金加算制度を併用できることとするなど、寄付金を集めた者が有利になるようなインセンティブ制度に改めるべき。**

- (3) 入場料の水準について
- **入場料引上げ・二重価格の導入（市民と市民以外等）・特別な体験に対する特別料金**の設定等により収入確保を行っている事例等を収集した上で、**入場料価格の導入・見直しについて、ガイドライン等による考え方の整理を行い、入場料の引上げ等を行いやすい環境を整備するべき。**